

株 主 各 位

大阪市中央区安土町三丁目5番12号

内外トランスライン株式会社

代表取締役社長 常 多 晃

第35期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第35期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否のご表示をいただき、平成27年3月25日（水曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年3月26日（木曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市中央区安土町三丁目1番3号
ヴィアーレ大阪 2階 クリスタルルーム
3. 目 的 事 項
報 告 事 項
 1. 第35期（平成26年1月1日から平成26年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第35期（平成26年1月1日から平成26年12月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役9名選任の件
- 第4号議案 監査役3名選任の件
- 第5号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎代理人によるご出席の場合は、委任状並びに本人及び代理人の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（定款の定めにより、代理人の資格は当社の議決権を有する他の株主様1名に限らせていただいております。）
- ◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類の記載事項に修正の必要が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.ntl-naigai.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成26年1月1日から
平成26年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

① 全般的概況

当連結会計年度におけるわが国経済は、個人消費において、消費増税後の反動減からの回復の遅れがあったものの、消費再増税延期により消費者マインドはやや回復のきざしを見せており、一方で政府による経済政策の効果もあり円安、株高基調が継続し、企業収益にも改善がみられるなど、景気は緩やかな回復傾向にあります。

また、当社業績への影響が大きい輸出に関しては、中国や、新興国経済がやや減速する中、引き続き堅調に拡大する米国経済を中心とした世界経済の成長を追風に、わが国輸出は回復に向かいつつあります。しかし、円安に伴う原材料コストの高騰等により、一部製造業における景況が悪化するなど当社を取り巻く環境は依然不透明であります。

このような環境の下、当社グループは、平成26年1月より平成28年12月までの新中期経営計画を策定し当連結会計年度において、その目標である国際総合フレイトフォワードナーへの変革をめざして新たな舵をきりました。

新中期経営計画初年度の当連結会計年度においては、円安効果にも恵まれ、連結売上高は年初目標を上回りましたが、利益面においては、貸倒引当金の計上による販管費の増加や特別損失の計上があり、計画利益を達成することはできませんでした。

なお、平成26年12月には、韓国釜山新港物流団地における優先交渉権を獲得し、同物流団地における倉庫建設計画を推進していくことになりました。事業開始は平成28年10月を予定しておりますが、この計画が完成いたしますと、中期経営計画において当社がめざす国際総合フレイトフォワードナーへの大きな一歩となります。

結果、営業面においては近年減少傾向にあった当社主軸商品、輸出混載輸送売上高が微増ながら増加に転じたのをはじめ、国内子会社及び海外子会社とも積極的な販売施策を進めたことにより、当連結会計年度の連結売上高は20,094百万円（前連結会計年度比19.6%増）と大幅増収となりました。しかしながら、

収益面におきましては、上記、貸倒引当金及び特別損失等計上の結果、営業利益は1,145百万円（同0.3%増）及び経常利益は1,207百万円（同0.3%増）と微増となり、当期純利益は216百万円（同70.4%減）と前連結会計年度を下回りました。

② セグメント別概況

（日 本）

日本における国際貨物輸送事業につきましては、輸出混載輸送を主力としております。わが国輸出が緩やかに回復を示す中、単体輸出混載貨物の売上数量は対前年比2.0%増、売上高においては3.2%増と一時の低迷から回復を示しております。一方で、単体輸入売上高の伸張や、国内子会社フライングフィッシュ株式会社による国際複合一貫輸送事業（平成25年6月事業開始）の通期寄与、同じく株式会社ユーシーアイエアフレイトジャパンの関西国際空港における通関事業開始等を要因とする売上高の大幅増加、並びにグローバルマリタイム株式会社の増収増益等、グループ会社による貢献もあり、日本における売上高は14,293百万円（前連結会計年度比20.8%増）となり、利益面でも、営業利益は845百万円（同34.1%増）と大幅増収増益となりました。

（海 外）

当社グループはアジア地域に8社及び米国に1社、計9社の現地法人を有しており、これらの現地法人では日本からの貨物の取扱が主な売上高となります。中国、アジア諸国の成長鈍化が続く中、当社におけるアジア地域を中心とする海外売上はおおむね順調に推移し、円安効果も相まって、売上高は5,801百万円（前連結会計年度比16.8%増）となりましたが、利益においてはNTL-LOGISTICS (INDIA) PRIVATE LIMITEDの滞留売掛金に対する貸倒引当金の計上等により営業利益は345百万円（同39.5%減）と増収減益となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は52百万円であり、その主なものは、当社、NTL NAIGAI TRANS LINE (THAILAND) CO., LTD.、PT. NTL NAIGAI TRANS LINE INDONESIA及びNTL NAIGAI TRANS LINE (KOREA) CO., LTD. の社有車購入並びにNTL-LOGISTICS (INDIA) PRIVATE LIMITEDのトラック購入等であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において該当事項はありません。

(4) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

① 他の会社の株式の取得

該当事項はありません。

② 新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(5) 対処すべき課題

当社グループは、平成23年1月から平成25年12月までの中期経営計画を推進し、国際総合フレイトフォワードナーへ向けてその基盤造りを進めてまいりましたが、このたび、新たに、以下を骨子とする平成26年1月から平成28年12月までの中期経営計画を策定し、国際総合フレイトフォワードナーとしての確立をめざす取組みの強化に着手しております。

1. グループ基本方針

当社グループが新たに策定した中期経営計画（平成26年1月～平成28年12月）は、当社グループが国際総合フレイトフォワードナーへと変革していくための基本方針となるものであり、その概要は下記のとおりであります。

(1) 輸出入混載輸送を主軸としながら、フォワーディングサービスの促進、既存事業と航空輸送、一貫輸送等の新規事業との連携により、国際総合フレイトフォワードナーとしての確固たる業績と地位を確立します。

(2) 当社グループの総合力を活かしながら、海外事業の発展に重点を置き、連結利益における海外比率50%をめざします。

(3) 親会社による機能的な管理、支援体制により、グループ各社の特性と事業環境に適った支援を実施し、グループ全社の経営基盤を強化、確立します。

(4) 当社グループの持続的発展のため、若手人材の中から、経営能力に富み、グローバル展開に資する優れた人材群を育成しその登用を図ります。

2. 中期経営計画の戦略骨子

(1) 全体戦略

① グループ総合力の発揮

- ・当社グループ13社が持つ高品質の機能と多彩な人材とを組み合わせ、安全、確実、スピーディな国際物流サービスを提供します。
- ・また、新規に統合したグループ会社とのシナジー効果を最大化し、経営管理及び販売戦略における最適化をはかって、グループ総合力を強化します。

② 海外代理店ネットワークとの連携強化

- ・新たな海外代理店の開拓を推進し、既存代理店との連携を強化するとともに、パートナーとして共存をはかりつつ収益向上をめざします。

③ IT体制の確立と情報リテラシー教育

- ・当社主力商品の最適化を図り、収益効率を向上するため、ITシステムを進化、完成させます。
- ・顧客物流のより円滑なサポートと最適サービス提供のため、社員への情報リテラシー教育を実施し、ITの活用能力を高め、他社サービスとの差別化を図ります。

(2) 国内戦略

① 輸出入混載事業における優位性の維持

- ・輸出入混載輸送の輸出については品質を徹底強化して当社の優位性を維持し、輸入のさらなる拡大、混載を軸とした一貫輸送、三国間ビジネスへとつなげるにより業績の拡大を図ります。

② 新たなコア事業の育成

- ・国際複合一貫輸送及び航空輸送については、当社グループにおける新たなコア事業に育てるべくグループ全社連携のもと全力をあげて取り組みます。

(3) 海外戦略

① 新興国への進出と新規事業投資

- ・さらなる成長機会を求め、ASEAN諸国をはじめとする新興国に積極的に投資します。
- ・事業領域については、ノンアセット型ビジネスから一歩進んで、3PLや倉庫事業等のアセット型ビジネスへの参入も視野に入れ拡大を図ります。
- ・上記目的のため事業拡大資金の確保に努め、積極的な投資を行います。

② 海外現地法人経営陣の一層の現地化推進

- ・ナショナルスタッフの育成と経営層への登用を図り一層の現地化を推進します。

(4) 組織体制と人材育成

① 組織体制の強化と再編

- ・営業統括及び経営管理機能の東京シフトを進め最適化を図ります。

② 人材の育成

- ・階層別に策定した実務教育を実施し、日常業務における専門知識とスキルの向上を図り、全社的な質の向上をめざします。

3. CSRへの取組

当社グループは、社会との共生を重要な経営課題と捉えており、ステークホルダーとの関係を重要視しながら社会と価値観を共有し、国際社会における良き市民としての責任を果たします。

4. 事業継続計画（BCP）の策定

大規模自然災害、テロ、パンデミックに備えて、グループ全社を対象とした事業継続計画（BCP）を策定します。

5. 株主還元

当社の重要政策である株主還元については、安定的配当を実施するための収益確保に努め、配当性向30%を目標に取り組んでいきます。

今後の当社グループを取り巻く経営環境を展望すると、わが国経済においては、円安がほぼ定着し、当社業績が大きな影響を受けることになる日本の輸出が平成26年下期以降徐々に回復を見せておりますが、日本の生産構造の変化等により、円安の進行に伴う輸出の押し上げ効果は薄まっており、依然、不透明感は拭い去れません。

一方、世界経済においては、当社グループの主な市場である中国、東南アジア新興国の成長はやや鈍化しながらも緩やかに成長を続け、世界経済は堅調な米国経済を中心に回復に向かうと見込んでおりますが、原油価格の低下や、予想される米国の利上げによる影響等、懸念材料も多々あり、厳しい状況が続くことは避けられない情勢にあります。

このような状況下、当社グループが対処すべき当面の課題としては、創業以来当社が基軸としてきた混載輸送の競争力を維持しながら、フルコンテナ輸送に注力し、また、航空輸送、倉庫事業、通関業等の新規事業領域分野の成長を図り、名実ともに国際総合フレイトフォワードナーへと着実に変革していくことが重要であると考えております。このためには、上記に記載しました中期経営計画の基本方針、戦略の一つ一つを社員一丸となって確実にやりとげることが当社グループの対処すべき課題であります。

上記諸課題の達成に向け全力を尽くす所存でございますので、株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 財産及び損益の状況の推移

区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (当連結会計年度)
売 上 高 (千円)	12,538,425	13,405,151	16,796,618	20,094,846
経 常 利 益 (千円)	1,046,179	975,312	1,204,615	1,207,665
当期純利益 (千円)	568,450	459,074	729,693	216,283
1株当たり当期純利益 (円)	109.16	87.49	137.81	40.44
総 資 産 額 (千円)	6,326,113	7,110,092	8,980,297	9,166,832
純 資 産 額 (千円)	5,040,768	5,610,963	6,625,486	6,977,606
1株当たり純資産額 (円)	955.42	1,057.48	1,227.50	1,287.87

(注) 当社は、平成24年7月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っており、平成23年度の期首に株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益、1株当たり純資産額を算定しております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
NTL NAIGAI TRANS LINE (S)PTE LTD.	20万 シンガポールドル	100.0%	国際貨物輸送事業
NTL NAIGAI TRANS LINE (THAILAND)CO., LTD. (注2)	800万バーツ	49.0%	国際貨物輸送事業
PT. NTL NAIGAI TRANS LINE INDONESIA	20万米ドル	95.0% (5.0) [5.0]	国際貨物輸送事業
上海内外特浪速運輸 代理有限公司	100万米ドル	100.0%	国際貨物輸送事業
NTL NAIGAI TRANS LINE (USA) INC.	110万米ドル	100.0%	国際貨物輸送事業
NTL NAIGAI TRANS LINE (KOREA)CO., LTD.	3億ウォン	100.0%	国際貨物輸送事業
内外特浪速運輸代理(香港) 有限公司	800万香港ドル	100.0%	国際貨物輸送事業
グローバルマリタイム 株式会社	3,000万円	100.0%	船舶代理店業
NTL-LOGISTICS (INDIA) PRIVATE LIMITED (注3)	1,750,060 インドルピー	100.0% (44.9)	国際貨物輸送事業
株式会社ユーシーアイ エアフレイトジャパン	5,000万円	100.0%	国際貨物輸送事業
フライングフィッシュ 株式会社	9,500万円	100.0%	国際複合一貫輸送 事業

(注) 1. 議決権比率欄の(内書)は、間接所有比率であり、[外書]は緊密な者等の所有比率であります。

2. 平成26年9月25日付で資本金を800万バーツへ増資いたしました。また、持分は100分の50以下であります。実質的に支配しているため子会社としております。

3. 平成26年6月16日付優先株式の普通株式への転換に伴い、資本金額が1,750,060インドルピー、議決権比率100.0% (うち44.9%間接保有)となっております。

(8) 主要な事業内容

当社グループは国際貨物輸送事業並びにこれらの附帯業務を主な事業としております。

(9) 主要な事業所

① 当社

国内 本 社 大阪市中央区
支 店 東京、名古屋、神戸、横浜
(上記のほか、営業所3か所があります。)

② 子会社等

国内 グローバルマリタイム株式会社
株式会社ユーシーアイエアフレイトジャパン
フライングフィッシュ株式会社
海外 NTL NAIGAI TRANS LINE(S)PTE LTD. (シンガポール)
上海内外特浪速運輸代理有限公司 (中国)
(上記のほか、アジア及びアメリカに6社があります。)

(10) 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
543名	32名増

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数(アルバイト1名・派遣社員39名)は除いております。

(11) 主要な借入先及び借入額

借入先	借入残高
株式会社三菱東京UFJ銀行	19,000千円
株式会社みずほ銀行	9,500千円

(注) NTL-LOGISTICS (INDIA) PRIVATE LIMITEDにおける借入であります。

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 16,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 5,348,535株
 (自己株式465株を除く。)
 (3) 株主数 8,409名
 (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	持株比率
	千株	%
合同会社エーエスティ	1,560	29.18
内外トランスライン従業員持株会	197	3.69
戸田 徹	156	2.92
NOMURA PB NOMINEES TK1 LIMITED	142	2.67
株式会社みずほ銀行	140	2.62
株式会社ときわそば	125	2.34
日章トランス株式会社	116	2.17
トランコム株式会社	110	2.06
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	76	1.43
常多 晃	73	1.37

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
 一単元当たりの株式数 100株

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に対して交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成26年12月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	戸田 徹	
代表取締役社長	常多 晃	
専務取締役	大川 友子	
取締役	田中 俊光	
取締役	三根 英樹	経営企画部長
取締役	戸田 幸子	
取締役	太田 達雄	輸出営業部長
常勤監査役	佐藤 達朗	
監査役	木曾 隆司	
監査役	川崎 裕朗	

- (注) 1. 監査役木曾隆司氏並びに川崎裕朗氏は、社外監査役であります。
 2. 監査役木曾隆司氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の決定方針及び当該方針の内容

取締役の報酬等は会社業績、世間水準、社員給与とのバランス及び担当、役務、権限と責任を考慮して決定しております。監査役の報酬等は、株主総会で決定された監査役報酬枠内で、監査役の協議にて決定しております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	支給額	
取締役	7名	150,950千円	(うち社外 1名 1千円)
監査役	3名	14,303千円	(うち社外 2名 4,843千円)
合 計	10名	165,253千円	

- (注) 取締役及び監査役の報酬は、第26期定時株主総会（平成18年3月17日）において、年間報酬総額を取締役300,000千円以内、監査役30,000千円以内と決議しております。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先である法人等と当社との関係
該当事項はありません。
- ② 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
- ③ 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況及び発言状況
監査役	木曾 隆司	当事業年度開催の取締役会19回の全てに出席、また当事業年度開催の監査役会12回の全てに出席し、経営者としての経験と幅広い見識を活かし、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	川崎 裕朗	当事業年度開催の取締役会19回の全てに出席、また当事業年度開催の監査役会12回の全てに出席し、主に国際貨物輸送業界における長年の経験と知見を活かし、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、法令が規定する額を限度額として、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

- | | |
|---------------------------------------|----------|
| ① 当事業年度に係る報酬等の額 | 32,000千円 |
| ② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭
その他の財産上の利益の合計額 | 32,100千円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。

2. 当社の重要な子会社のうち、NTL NAIGAI TRANS LINE (KOREA) CO., LTD. は、Ernst&Youngグループの現地監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外に、新規事業投資申請のための報告書作成業務を委託し対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、監査役会が会社法第340条第1項に定める解任事由に該当すると判断した場合には、監査役会規程に基づき、会計監査人を解任するか、あるいは会計監査人の解任または不再任を株主総会の付議案件とすることを取締役へ請求し、取締役会はそれを審議いたします。

また、上記のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、取締役会は監査役会の同意を得て、会計監査人の解任または不再任を株主総会に提案いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 取締役会は当社及び当社の子会社（以下「子会社」という。）における法令、定款及び社内規程の遵守を取締役及び使用人に周知徹底し、遵守させ、内部監査室による内部監査を実施する。
 - ② 企業倫理の確立を目的として制定した経営倫理規程及び行動規範について、総務部が周知徹底のための活動を行う。
 - ③ 法令違反行為等に関する相談または通報を受け付ける窓口として、「内部通報相談口（内部通報ヘルプライン）」を設置する。
 - ④ 取締役は、法令違反及び社内規程に関する重大な違反等の事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告し、是正措置をとる。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役は、職務の執行に係る文書その他の情報につき、法令及び社内規程に従い、適切に保存、管理する。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 損失の危険（以下「リスク」という。）の管理については、必要に応じてそれぞれの担当部門が、リスク管理委員会と連携し、内容により弁護士、公認会計士等の外部の専門家の助言を受け、社内規程に従い、適切に管理する。
 - ② リスク管理の観点から特に重要な案件については、リスク管理委員会で事前に審議を行った上で、取締役会に付議する。
- (4) 取締役の職務執行の効率性の確保に関する体制
 - ① 取締役会は、月に1回定時に開催する他、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定及び取締役、執行役員の職務執行状況の監督を行う。
 - ② 取締役、執行役員及び社長が指名する者をもって構成する経営企画会議により、会社経営と業務執行の重要事項を審議し、経営機能の強化に努める。なお、経営企画会議は常勤監査役も常時出席を求める。
 - ③ 執行役員は、取締役会で定める業務担当事項に基づき、機動的かつ効率的な職務執行を行う。

- (5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社は子会社に対して、子会社の取締役または監査役として当社役職員を派遣すること、及び経営倫理規程及び行動規範に基づく企業倫理の確立、法令、定款及び社内規程の遵守体制、その他業務の適正を確保するための体制に関する指導及び支援を行う。
 - ② 子会社の重要な事業運営に関する事項については、当社において経営企画会議での審議、取締役会への付議等を行う。
 - ③ 当社及び子会社の取締役は、法令及び社内規程に従い、財務諸表等の作成を行うとともに、会計監査人の監査業務遂行に協力する。また、財務報告に係る内部統制についても法令等に基づき、評価、維持、改善等を行う。
 - ④ 内部監査室は、業務の適正性に関し、子会社の内部監査を行う。
 - ⑤ 監査役は、業務監査を通じて当社及び子会社における業務の適正の確保を図る。
- (6) 監査役職務を補助すべき使用人及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ① 監査役職務遂行を補助すべき使用人を配置していないが、必要に応じて内部監査室等に協力を求め、または特定事項の調査を依頼することができるものとする。
 - ② 将来、監査役補助者を配置する場合は、取締役は当該スタッフの取締役からの独立性を確保すべきことに留意し、監査役の同意を得て取締役会で補助者配置を決定する。
- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 取締役及び使用人は、監査役求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行う。
 - ② 重要な決裁書類は、監査役の閲覧に供する。
- (8) 監査役監査が実効的に行われることを確保する体制
- ① 監査役は、取締役会に出席する他、必要と認める重要な会議に出席する。
 - ② 監査役は、月1回定時に監査役会を開催する他、必要に応じて臨時に開催し、監査実施状況等について情報の交換・協議を行う。
 - ③ 監査役は、会計監査人より定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行うとともに、内部監査室との連携を図ることで、効果的な監査業務を行う。

(9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ① 財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムを構築する。
- ② 内部統制システムが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行うことにより、金融商品取引法及びその他関連法令等に対する適合性を確保する。

(10) 反社会的勢力排除に向けた体制

暴力団排除条例に基づき、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を遮断し、不当な要求に対しては毅然とした対応をとる。

連結貸借対照表

(平成26年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	6,992,886	流動負債	1,836,351
現金及び預金	4,714,483	買掛金	1,117,280
売掛金	1,535,166	短期借入金	28,500
有価証券	200,000	未払費用	182,166
貯蔵品	4,769	未払法人税等	329,871
繰延税金資産	85,510	その他	178,532
その他	456,080	固定負債	352,874
貸倒引当金	△3,124	長期未払金	80,750
固定資産	2,173,946	繰延税金負債	54,125
有形固定資産	639,065	退職給付に係る負債	175,679
建物及び構築物	163,371	その他	42,320
機械装置及び運搬具	50,792	負債合計	2,189,226
土地	376,257	(純 資 産 の 部)	
その他	48,642	株主資本	6,361,949
無形固定資産	848,049	資本金	243,937
のれん	773,686	資本剰余金	233,937
ソフトウェア	24,171	利益剰余金	5,884,542
その他	50,191	自己株式	△467
投資その他の資産	686,831	その他の包括利益累計額	526,294
投資有価証券	215,896	その他有価証券評価差額金	43,774
長期貸付金	2,364	為替換算調整勘定	483,185
差入保証金	259,790	退職給付に係る調整累計額	△666
保険積立金	126,929	少数株主持分	89,363
長期未収入金	325,355		
繰延税金資産	36,149		
その他	45,702		
貸倒引当金	△325,355	純資産合計	6,977,606
資産合計	9,166,832	負債純資産合計	9,166,832

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成26年1月1日から)
(平成26年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		20,094,846
売上原価		14,431,697
売上総利益		5,663,149
販売費及び一般管理費		4,517,761
営業利益		1,145,388
営業外収益		
受取利息	29,597	
受取配当金	4,472	
不動産賃貸料	18,442	
為替差益	38,790	
その他	23,209	114,512
営業外費用		
支払利息	20,748	
不動産賃貸費用	4,882	
支払手数料	19,755	
その他	6,848	52,235
経常利益		1,207,665
特別利益		
固定資産売却益	5,192	
投資有価証券売却益	9,493	14,685
特別損失		
固定資産除売却損	4,667	
投資有価証券評価損	102,259	
施設利用会員権売却損	2,118	
のれん償却額	303,306	
貸倒損失	84,600	
訴訟和解金	20,000	516,952
税金等調整前当期純利益		705,398
法人税、住民税及び事業税	551,774	
法人税等調整額	△81,193	470,580
少数株主損益調整前当期純利益		234,818
少数株主利益		18,534
当期純利益		216,283

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成26年1月1日から)
(平成26年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成26年1月1日残高	243,937	233,937	5,844,761	△377	6,322,258
当期変動額					
剰余金の配当	—	—	△176,502	—	△176,502
当期純利益	—	—	216,283	—	216,283
自己株式の取得	—	—	—	△90	△90
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	39,781	△90	39,691
平成26年12月31日残高	243,937	233,937	5,884,542	△467	6,361,949

	その他の包括利益累計額				少数株主 持分	純資産 合計
	その他有 価証券評 価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る調 整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
平成26年1月1日残高	38,516	204,641	—	243,158	60,069	6,625,486
当期変動額						
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△176,502
当期純利益	—	—	—	—	—	216,283
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△90
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	5,257	278,543	△666	283,135	29,293	312,429
当期変動額合計	5,257	278,543	△666	283,135	29,293	352,120
平成26年12月31日残高	43,774	483,185	△666	526,294	89,363	6,977,606

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 12社

連結子会社の名称

NTL NAIGAI TRANS LINE(S)PTE LTD.

NTL NAIGAI TRANS LINE(THAILAND)CO., LTD.

PT.NTL NAIGAI TRANS LINE INDONESIA

上海内外特浪速運輸代理有限公司

NTL NAIGAI TRANS LINE(USA)INC.

NTL NAIGAI TRANS LINE(KOREA)CO., LTD.

内外特浪速運輸代理(香港)有限公司

グローバルマリタイム株式会社

NTL-LOGISTICS(INDIA)PRIVATE LIMITED

株式会社ユーシーアイエアフレイトジャパン

フライングフィッシュ株式会社

飛宇国際貨代(上海)有限公司

(注) 1 NTL LOGISTICS PLUS INDIA PRIVATE LIMITEDは、平成26年1月15日付で社名を
NTL-LOGISTICS(INDIA)PRIVATE LIMITEDに変更しております。

2 飛宇国際貨代(上海)有限公司は、平成26年10月に上海内外特浪速運輸代理有限公司にすべての事業を譲渡し清算の途中であります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社数

非連結子会社及び関連会社がないため、該当事項はありません。

(2) 持分法を適用しない関連会社数

非連結子会社及び関連会社がないため、該当事項はありません。

3. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

1. 満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)によっております。

2. その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

② たな卸資産

貯蔵品

最終仕入原価法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。在外連結子会社は、主として定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3～25年

機械装置及び運搬具 2～10年

有形固定資産その他 1～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

② のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、20年以内の一定期間で均等償却を行っており、金額的に重要性のない場合は発生時の費用とすることとしております。

③ 退職給付に係る負債の計上基準

当社は、従業員の退職給付に備えるため、「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。）に定める簡便法に基づき、期末自己都合要支給額から中小企業退職金制度による退職金の支給見込額を控除した金額を計上しております。

なお、連結子会社のうち、NTL NAIGAI TRANSLINE (KOREA) CO., LTD.、NTL NAIGAI TRANS LINE (THAILAND) CO., LTD.、NTL-LOGISTICS (INDIA) PRIVATE LIMITED並びにフライングフィッシュ株式会社において退職一時金制度を採用し、期末自己都合要支給額に基づき算定した見込額を計上しております。

(会計方針の変更)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を、当連結会計年度末より適用し(ただし、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く。)、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債として計上する方法に変更し、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を退職給付に係る負債に計上いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な扱いに従っており、当連結会計年度末において、当該変更に伴う影響額をその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に加減しております。

この結果、当連結会計年度末において、退職給付に係る負債が175,679千円計上されております。また、その他の包括利益累計額が666千円減少しております。

なお、1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	457,314千円
2. 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約	
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	2,700,000千円
借入実行残高	－千円
差引額	2,700,000千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計 年度期首株式数	当連結会計 年度増加株式数	当連結会計 年度減少株式数	当連結会計 年度末株式数
発行済株式				
普通株式(株)	5,349,000	－	－	5,349,000
自己株式				
普通株式(株)	405	60	－	465

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

 単元未満株買取による増加 60株

2. 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成26年3月26日 定時株主総会	普通株式	106,971	20.00	平成25年12月31日	平成26年3月27日
平成26年7月30日 取締役会	普通株式	69,530	13.00	平成26年6月30日	平成26年9月5日

② 当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年3月26日 定時株主総会	普通株式	106,970	利益剰余金	20.00	平成26年12月31日	平成27年3月27日

3. 当連結会計年度末の新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く)の目的となる株式の種類及び数

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については親会社が一括管理する方針をとっております。基本的には「資産運用基準」に則り、原則として、安全かつ確実に効率のよい投資対象に対してのみ行うものとしております。

余剰資金は、流動性の高い金融商品、一定以上の格付けを保有する発行体の債券等安全性の高い金融商品、業務上の関係を有する企業の株式等に投資しております。また資金調達においては、原則として親会社での一元管理・調達の方針で、主に銀行借入により調達しております。また、デリバティブ取引は、為替及び金利の変動リスクを回避する目的で利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である営業収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、満期保有目的の債券と株式等ですが、信用リスク、市場価格の変動リスク及び金利の変動リスクに晒されております。営業債務である営業未払金及び未払金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日です。また、外貨建て営業債務は、為替の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、売上債権管理基準に従い、営業債権の担当執行役員を与信管理責任者とする体制の下、営業部門は取引先毎に未収入金の回収管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、経理部門においては、回収動向を常にチェックし、都度営業部門に対して、助言、督促を徹底しております。なお、連結子会社においても、当社と同様の管理を行っております。

有価証券及び投資有価証券は、一定以上の格付けをもつ発行体のもの及び市場性ある証券のみを選定しており、信用リスクは僅少であります。また、当社は有価証券の購入に際し、金融資産運用に社内牽制機能を持たせるため、「金融資産運営審査チーム」が事前に審査しております。

デリバティブ取引については、カウンターパーティーリスクを軽減するために、格付けの高い金融機関とのみ取引しているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループの外貨建て営業債権債務及び金融債権債務等については、通貨別に把握された為替の変動リスクに対して、親会社で一元管理を行っております。

有価証券及び投資有価証券については、金融商品の時価や発行体の財務状況等を把握するとともに、把握した時価を有価証券管理明細で代表取締役及び担当取締役へ報告しております。

デリバティブ取引については、主に為替予約取引のみで、その他のデリバティブ取引については経理規程においてその取扱が制限されております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、グループ傘下の子会社を含め親会社で資金の一元管理を実施しており、各社の事業計画及びその後の実績に基づき、資金の流動性が確保されるように管理しております。また、親会社では、機動的に対応できる貸出コミットメント契約を締結しており、流動性リスクを回避する体制をとっております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成26年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

連結貸借対照表計上額、時価及び時価の算定方法

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額 (*)	時価 (*)	差額
(1) 現金及び預金	4,714,483	4,714,483	—
(2) 売掛金	1,535,166	1,535,166	—
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	200,000	201,385	1,385
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	215,299	215,299	—
(5) 買掛金	(1,117,280)	(1,117,280)	—
(6) 短期借入金	(28,500)	(28,500)	—

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 売掛金

売掛金は短期に決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び(4)投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。

(5) 買掛金及び(6)短期借入金

これらは短期に決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	597

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)投資有価証券」には含めておりません。

(注) 3 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超
現金及び預金	4,714,483	—	—
売掛金	1,535,166	—	—
有価証券			
満期保有目的の債券	200,000	—	—
合計	6,449,649	—	—

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、大阪市に賃貸用駐車場を所有しております。当連結会計年度における当該賃貸不動産にかかる賃貸損益は13,559千円であります。なお、賃貸収益は営業外収益（不動産賃貸料）に、賃貸費用は営業外費用（不動産賃貸費用）に計上しております。

2. 賃貸等不動産の時価等に関する事項

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額	時価
350,773	216,714

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、取得原価であります。

2 時価の算定方法

連結決算日における時価は、主として固定資産税評価額等の指標を用いて合理的に算定したものであります。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	1,287円87銭
2. 1株当たり当期純利益	40円44銭

(注) 「会計方針の変更」に記載のとおり、退職給付会計基準等を適用し、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っております。

この結果、当連結会計年度の1株当たり純資産額が0.12円減少しております。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

(企業結合等に関する注記)

1. 共通支配下の取引等

(1) 取引の概要

① 対象となった事業の名称その事業の内容

事業の名称：当社連結子会社飛宇国際貨代（上海）有限公司（以下 飛宇社）の事業の全部

事業の内容：国際複合一貫輸送事業

② 企業結合日 平成26年10月1日

③ 企業結合の法的形式 飛宇社の事業の全部を上海内外特浪速運輸代理有限公司（当社の連結子会社）へ譲渡

④ 結合後企業の名称 上海内外特浪速運輸代理有限公司（当社の連結子会社）

⑤ その他取引の概要に関する事項

今後の中国における事業展開に鑑み、拠点を同じくする両社間の統合により経営資源や事業ノウハウを共有化し、重複コストの軽減等の合理化を図ることで大きなメリットを生み出すことができると判断し、事業統合に至ったものであります。また、飛宇社につきましては、当該事業譲渡により、中国における事業目的を果たしたもとして清算の手続に入るものです。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日公表分)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

貸借対照表

(平成26年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	3,243,133	流 動 負 債	1,064,103
現金及び預金	2,266,256	買掛金	629,515
売掛金	509,608	未払費用	118,365
有価証券	200,000	未払法人税等	251,133
前払費用	73,475	預り金	43,345
関係会社短期貸付金	25,233	その他	21,742
繰延税金資産	71,641	固 定 負 債	220,676
その他	97,088	長期未払金	80,750
貸倒引当金	△171	退職給付引当金	113,511
固 定 資 産	2,805,248	資産除去債務	26,414
有形固定資産	385,172	負 債 合 計	1,284,780
建物	19,810	(純 資 産 の 部)	
車両運搬具	8,120	株 主 資 本	4,719,826
工具、器具及び備品	6,468	資本金	243,937
土地	350,773	資本剰余金	233,937
無形固定資産	10,310	資本準備金	233,937
ソフトウェア	4,619	利 益 剰 余 金	4,242,420
その他	5,690	利益準備金	2,500
投資その他の資産	2,409,765	その他利益剰余金	4,239,920
投資有価証券	215,896	別途積立金	3,900,000
関係会社株式	765,460	繰越利益剰余金	339,920
関係会社長期貸付金	1,103,514	自 己 株 式	△467
差入保証金	143,893	評 価 ・ 換 算 差 額 等	43,774
保険積立金	126,929	その他有価証券評価差額金	43,774
施設利用会員権	30,087		
長期未収入金	1,000		
繰延税金資産	23,589		
その他	394		
貸倒引当金	△1,000	純 資 産 合 計	4,763,601
資 産 合 計	6,048,381	負 債 純 資 産 合 計	6,048,381

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成26年1月1日から)
(平成26年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		10,155,797
売上原価		7,108,596
売上総利益		3,047,201
販売費及び一般管理費		2,240,964
営業利益		806,237
営業外収益		
受取利息	5,525	
有価証券利息	7,966	
受取配当金	178,147	
不動産賃貸料	18,442	
為替差益	74,379	
その他	11,573	296,035
営業外費用		
不動産賃貸費用	4,882	
支払手数料	19,697	
その他	1,807	26,388
経常利益		1,075,884
特別利益		
固定資産売却益	130	
投資有価証券売却益	9,493	9,623
特別損失		
投資有価証券評価損	102,259	
関係会社株式評価損	490,664	
貸倒損失	84,600	
訴訟和解金	20,000	697,523
税引前当期純利益		387,984
法人税、住民税及び事業税	390,133	
法人税等調整額	△61,617	328,516
当期純利益		59,467

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成26年1月1日から
平成26年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本						自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金					
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金				
				別途積立金	繰越利益 剰余金			
平成26年1月1日残高	243,937	233,937	2,500	3,500,000	856,955	△377	4,836,951	
当期変動額								
剰余金の配当	—	—	—	—	△176,502	—	△176,502	
別途積立金の積立	—	—	—	400,000	△400,000	—	—	
当期純利益	—	—	—	—	59,467	—	59,467	
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△90	△90	
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	—	—	—	—	—	—	—	
当期変動額合計	—	—	—	400,000	△517,034	△90	△117,124	
平成26年12月31日残高	243,937	233,937	2,500	3,900,000	339,920	△467	4,719,826	

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	
平成26年1月1日残高	38,516	4,875,468
当期変動額		
剰余金の配当	—	△176,502
別途積立金の積立	—	—
当期純利益	—	59,467
自己株式の取得	—	△90
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	5,257	5,257
当期変動額合計	5,257	△111,867
平成26年12月31日残高	43,774	4,763,601

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① 満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)によっております。

② その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

(2) たな卸資産

貯蔵品

最終仕入原価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3～18年

車 両 運 搬 具 2～6年

工具、器具及び備品 3～12年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、自己都合当事業年度末要支給額から中小企業退職金共済制度による退職金の支給見込額を控除して計上しております。

4. その他計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	144,424千円
2. 保証債務	
(1) 下記の連結子会社の金融機関からの借入金に対して、次のとおり債務保証を行っております。	
NTL-LOGISTICS (INDIA) PRIVATE LIMITED	28,500千円
(2) 下記の連結子会社の買掛金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。	
フライングフィッシュ株式会社	6,631千円
3. 関係会社に対する金銭債権	
短期金銭債権	119,897千円
長期金銭債権	1,103,514千円
4. 関係会社に対する金銭債務	
短期金銭債務	141,811千円
5. 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約	
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	2,700,000千円
借入実行残高	－千円
差引額	2,700,000千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	347,359千円
仕入高	610,296千円
営業取引以外の取引による取引高	
受取利息	5,369千円
受取配当金	173,727千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当期首株式数	当期 増加株式数	当期 減少株式数	当期末株式数
普通株式(株)	405	60	－	465

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

 单元未満株買取による増加 60株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

流動資産

未払事業税等	17,643千円
未払費用	6,569千円
未払金	7,100千円
貸倒損失	40,044千円
その他	284千円

繰延税金資産(流動)合計 71,641千円

繰延税金資産

固定資産

退職給付引当金	68,963千円
貸倒引当金	355千円
関係会社株式評価損	277,606千円
投資有価証券評価損	36,390千円
施設利用会員権評価損	5,651千円
資産除去債務	9,377千円
その他	7,790千円
評価性引当額	△356,460千円

繰延税金負債との相殺額 △26,084千円

繰延税金資産(固定)合計 23,589千円

繰延税金負債

固定負債

資産除去債務に対応する除去費用	△1,991千円
その他有価証券評価差額金	△24,093千円
繰延税金資産との相殺額	26,084千円

繰延税金負債(固定)合計 一十千円

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	上海内外特浪速運輸代理有限公司	直接 100%	役員の兼任2名	配当金の受取	83,200	—	—
子会社	NTL NAIGAI TRANS LINE (USA) INC.	直接 100%	役員の兼任2名	資金の貸付 利息の受取	20,382 990	貸付金	78,364
子会社	NTL-LOGISTICS (INDIA) PRIVATE LIMITED	直接 55.1% 間接 44.9%	役員の兼任1名	資金の貸付 利息の受取	257,315 1,123	貸付金	308,633
子会社	フライングフィッシュ株式会社	直接 100%	役員の兼任3名	資金の貸付 利息の受取	— 2,949	貸付金	700,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。なお、担保は受入れておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 890円64銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 11円12銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成27年2月16日

内外トランスライン株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石田 博信 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柴田 芳宏 印

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、内外トランスライン株式会社の平成26年1月1日から平成26年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、内外トランスライン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成27年2月16日

内外トランスライン株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石田 博信 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柴田 芳宏 印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、内外トランスライン株式会社の平成26年1月1日から平成26年12月31日までの第35期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年1月1日から平成26年12月31日までの第35期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。

子会社については、往査を行い子会社の取締役及び監査役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）について「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、また、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議（株式会社の業務の適正を確保するための体制）の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年2月16日

内外トランスライン株式会社 監査役会

常勤監査役 佐藤 達朗 印

監 査 役 木曾 隆司 印

監 査 役 川崎 裕朗 印

(注) 監査役 木曾 隆司、同 川崎 裕朗は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当期の期末配当につきましては、経営基盤の強化と今後の事業展開を勘案して、以下のとおりといたしたいと存じます。

これにより、当期の年間配当金は、先に実施いたしました第2四半期末（中間）配当13円を含め、1株につき33円となります。

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金 20円 総額106,970,700円
- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成27年3月27日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 新たに社外取締役を選任するため、現行の定款第20条に定める取締役員数を「8名以内」から「10名以内」に変更するものであります。
- (2) 社外取締役として有能な人材を迎え、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるよう、社外取締役との間で責任限定契約を締結できる旨の規定を新設するものであります。なお、この規定の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 上記のほか、(2) の条文新設に伴う条数の繰下げを行うものであります。

2. 変更内容

変更内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
第1条～第19条 (条文省略)	第1条～第19条 (現行どおり)
(員数) 第20条 当社の取締役は、 <u>8名以内</u> とする。	(員数) 第20条 当社の取締役は、 <u>10名以内</u> とする。
第21条～第29条 (条文省略)	第21条～第29条 (現行どおり)
(新設)	(社外取締役との責任限定契約)
	<u>第30条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>
第30条～第46条 (条文省略)	第31条～第47条 (現行どおり)

第3号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、コーポレートガバナンスを拡充するべく新たに社外取締役2名を加え、第2号議案定款一部変更の件が承認可決されることを条件として、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	戸田 徹 (昭和17年3月21日)	昭和55年5月 内外 SHIPPING株式会社設立、代表取締役 昭和61年12月 内外トランスライン株式会社に社名変更、代表取締役 平成18年10月 当社代表取締役社長 平成19年3月 当社代表取締役社長執行役員 平成21年3月 当社代表取締役社長 平成25年3月 当社代表取締役会長 現在に至る	156,000株
2	つね 常 多 晃 (昭和28年1月22日)	平成11年8月 当社入社、東京支店営業次長 平成13年7月 当社東京営業部長 平成15年1月 当社中国現地法人・上海内外環亞運輸代理有限公司（現社名 上海内外特浪速運輸代理有限公司）総経理 平成18年3月 当社取締役 平成18年4月 当社取締役経営企画室長 平成19年4月 当社取締役執行役員海外管理部長 平成20年4月 当社取締役執行役員経営管理部長 平成21年3月 当社常務取締役 平成22年3月 当社専務取締役 平成23年4月 当社代表取締役専務 平成24年3月 当社代表取締役副社長 平成25年3月 当社代表取締役社長 現在に至る	73,400株
3	おお 大 川 友 子 (昭和38年12月5日)	平成3年12月 当社入社 平成8年11月 当社業務部長 平成18年3月 当社取締役 平成19年4月 当社取締役執行役員業務部長 平成20年4月 当社取締役執行役員 平成21年3月 当社取締役 平成22年3月 当社常務取締役 平成24年3月 当社専務取締役 現在に至る	61,400株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	たなか とし みつ 田中俊光 (昭和28年11月21日)	平成17年7月 当社入社 平成18年4月 当社経理部長 平成21年3月 当社執行役員経理部長 平成22年3月 当社取締役執行役員経理部長 平成23年3月 当社取締役 現在に至る	25,200株
5	みね ひで き 三根英樹 (昭和29年10月22日)	平成13年8月 当社入社 平成17年10月 当社総務部長 平成21年3月 当社執行役員総務部長 平成22年3月 当社取締役執行役員総務部長 平成23年3月 当社取締役総合企画部長 平成24年3月 当社取締役経営企画部長 現在に至る	27,900株
6	とだ さち こ 戸田幸子 (昭和45年9月29日)	平成11年10月 当社入社 平成17年4月 当社シンガポール現地法人・ NTL NAIGAI TRANS LINE(S)PTE LTD. 取締役 平成20年4月 当社東京総務部長 平成21年3月 当社執行役員東京総務部長 平成24年3月 当社取締役海外事業部長 平成26年4月 当社取締役 現在に至る	20,000株
7	おお た たつ お 太田達雄 (昭和24年2月7日)	平成18年5月 当社入社 平成20年4月 当社営業部長 平成21年3月 当社執行役員営業部長 平成23年4月 当社執行役員輸出営業部長 平成24年3月 当社取締役輸出営業部長 現在に至る	3,400株
8	【新任】 たけ い まさ や 武井眞哉 (昭和15年9月10日)	昭和39年4月 伊藤忠商事株式会社入社 平成7年4月 同社繊維グループ原料・資材部門長 平成8年6月 同社取締役 平成10年4月 同社常務取締役 平成14年6月 同社取締役退任、同社顧問 平成15年6月 同社顧問退任、株式会社アイ・ロジスティクス(現伊藤忠ロジスティクス株式会社)取締役社長 平成18年6月 同社取締役社長退任、同社相談役 平成19年6月 同社相談役退任 平成19年8月 株式会社ハマキョウレックス顧問(非常勤) 平成21年6月 当社顧問(非常勤) 平成22年6月 株式会社ハマキョウレックス顧問(非常勤)退任 平成24年9月 鈴江コーポレーション株式会社顧問(非常勤) 現在に至る	1,900株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
9	<p>【新任】</p> <p>伊藤嘉章 (昭和28年6月20日)</p>	<p>昭和60年10月 太田昭和監査法人（現 新日本有限責任監査法人）入所</p> <p>平成2年3月 公認会計士登録</p> <p>平成13年7月 同所パートナー</p> <p>平成20年7月 同所シニアパートナー</p> <p>平成26年6月 同所退所</p> <p>平成26年12月 イマジニアリング株式会社監査役（社外）就任 現在に至る</p>	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者武井眞哉氏及び伊藤嘉章氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者の選任理由及び社外取締役との責任限定契約について
- (1) 社外取締役候補者の選任理由
- 武井眞哉氏については、大手商社及び国際物流会社の経営者としての幅広い見識と豊富な海外経験を活かして、客観的な立場から当社の経営全般を監督していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- 伊藤嘉章氏については、公認会計士としての専門的な知識と監査法人での長年にわたる豊富な会計監査及びIPO支援業務活動の経験を活かして、当社の経営全般を監督していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏は過去に社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
- (2) 社外取締役との責任限定契約について
- 当社は、第2号議案定款一部変更の件が承認可決されることを条件として、社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、法令が規定する額を限度額として、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。本総会において武井眞哉氏及び伊藤嘉章氏が選任された場合、当社は両氏との間で上記責任限定契約を締結する予定であります。
4. 伊藤嘉章氏は、東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしておりますので、本総会において同氏が選任された場合、独立役員となる予定であります。

第4号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	佐藤 達朗 (昭和24年6月25日)	平成13年9月 当社入社 平成16年4月 当社カスタマーサービス部長 平成17年9月 当社システム部長 平成19年4月 当社執行役員システム部長 平成22年4月 当社執行役員営業開発部担当 平成23年3月 当社監査役 現在に至る	19,500株
2	川崎 裕朗 (昭和17年2月24日)	昭和45年7月 オー・オー・シー・エル（ジャパン）株式会社（現 オリエント オーバーシーズ コンテナ ライン リミテッド 日本支社）入社 平成4年1月 同社神戸支店長代理兼大阪支店長 平成7年4月 同社大阪事務所長 平成10年10月 同社関西支店欧米豪シニアセールスエグゼクティブ 平成19年3月 当社監査役 現在に至る	一株
3	【新任】 三木 一男 (昭和22年7月21日)	昭和45年4月 株式会社富士銀行（現 株式会社みずほ銀行）入行 平成6年10月 同行塚口支店長 平成8年11月 富士銀キャピタル株式会社（現 みずほキャピタル株式会社）出向 参事役 平成11年7月 株式会社富士銀行（現 株式会社みずほ銀行）退行 平成11年8月 富士銀キャピタル株式会社（現 みずほキャピタル株式会社）入社 執行役員大阪支店長 平成19年8月 同社大阪支店大阪事業開発部 部長 平成24年7月 同社退社 現在に至る	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 監査役候補者川崎裕朗氏及び三木一男氏は、社外監査役候補者であります。
3. 社外監査役候補者の選任理由及び社外監査役との責任限定契約について

(1) 社外監査役候補者の選任理由

川崎裕朗氏については、国際貨物輸送業界における長年の経験と知見を当社の監査体制に活かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。同氏は過去に社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外

監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。なお、同氏の当社社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって8年となります。

三木一男氏については、金融、経済に精通された豊富な知識とキャピタル会社で培われた企業経営全般にわたる優れた見識を当社の監査体制に活かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。

(2) 社外監査役との責任限定契約について

当社は社外監査役として有能な人材を迎えることができるよう、会社法第427条第1項の規定により、川崎裕朗氏との間に、法令が規定する額を限度額として、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しており、本総会において同氏が再任された場合には、本契約は継続となります。

また、本総会において三木一男氏が選任された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を締結する予定であります。

4. 川崎裕朗氏及び三木一男氏は、いずれも東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしておりますので、本総会において両氏が選任された場合、独立役員となる予定であります。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。
補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
とし もり ひろ みつ 敏 森 廣 光 (昭和23年9月17日)	昭和48年4月 東京海上火災保険株式会社(現 東京海上日動火災保険株式会社)入社 平成3年7月 同社マドリード駐在員事務所首席駐在員 平成9年7月 同社大阪自動車営業一部長 平成14年7月 同社理事東京自動車営業一部長 平成17年3月 同社退社 平成17年4月 神港ビルディング株式会社顧問 平成17年7月 同社代表取締役 平成23年6月 同社代表取締役退任、同社顧問 平成24年9月 同社顧問退任 平成25年11月 認定NPO法人兵庫さい帯血バンク事務局勤務(非常勤) 現在に至る	一株

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 敏森廣光氏は補欠の社外監査役候補者であります。
 3. 補欠の社外監査役候補者の選任理由及び社外監査役との責任限定契約について
- (1) 補欠の社外監査役候補者の選任理由
 敏森廣光氏は、豊富な営業経験と国際ビジネス知識、経営者としての高い見識を当社の監査体制に活かしていただくため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。
- (2) 社外監査役との責任限定契約について
 当社は社外監査役として有能な人材を迎えることができるよう、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、法令が規定する額を限度額として、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。敏森廣光氏が監査役に就任された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を締結する予定であります。

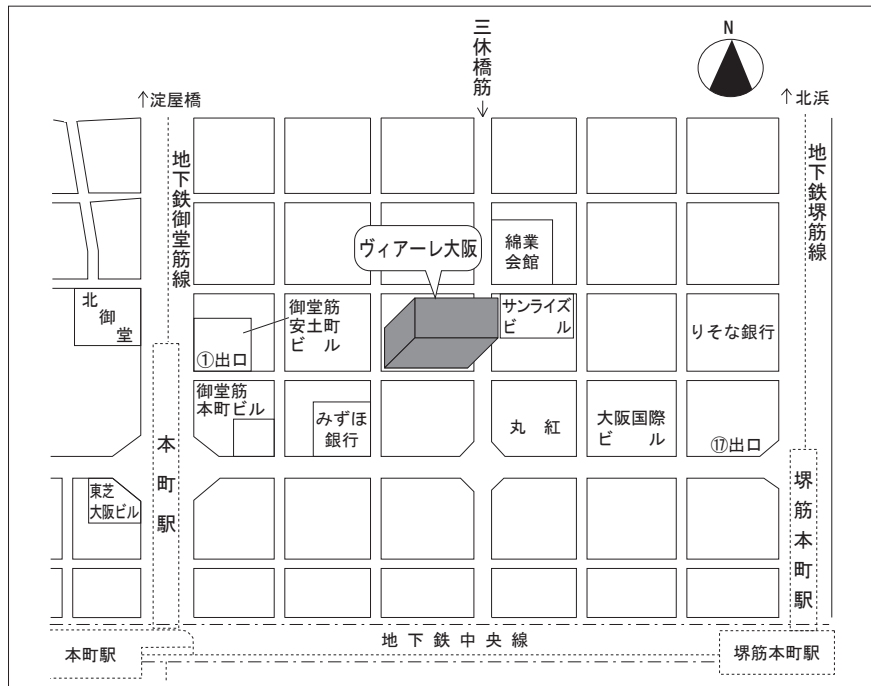
以上

株主総会会場ご案内図

会場：大阪市中央区安土町三丁目1番3号

ヴィアーレ大阪 2階

クリスタルルーム



- ◎ 地下鉄御堂筋線 本町駅①番出口
東へ徒歩3分
- ◎ 地下鉄堺筋線 堺筋本町駅⑱番出口
西へ徒歩5分
- ◎ 車でのご来場はご遠慮くださいますようお願いいたします。